

香川県条例第31号

香川県部制条例の一部を改正する条例

香川県部制条例（昭和32年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県部等設置条例</u></p> <p>（部等の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、県に次の部及び総局を置く。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 危機管理総局</u></p> <p><u>（4）～（8）</u> 略</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部及び総局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 文化の振興及び普及その他<u>他の部及び総局</u>の所管に属しない事項</p> <p>（2） 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 県民活動及び男女共同参画に関する事項</p> <p>エ 略</p> <p><u>（3） 危機管理総局</u></p> <p>ア 消防、防災及び危機管理に関する事項</p> <p>イ 県民生活の安全及び安心に関する事項</p> <p><u>（4）～（8）</u> 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県部制条例</u></p> <p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、県に次の部を置く。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3）～（7）</u> 略</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 政策部</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 文化の振興及び普及その他<u>他部</u>の所管に属しない事項</p> <p>（2） 総務部</p> <p>ア 消防、防災及び危機管理に関する事項</p> <p>イ 県税、公有財産及び法務に関する事項</p> <p>ウ 組織及び職員に関する事項</p> <p>エ 県民活動、<u>県民生活</u>及び男女共同参画に関する事項</p> <p>オ 国際交流、広聴及び広報に関する事項</p> <p><u>（3）～（7）</u> 略</p>

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。